

議会議案第 3 号

宇治市議会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて

地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに宇治市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 25 日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会
委員長 宮本 繁夫

宇治市議会議長 木本 裕章 様

宇治市議会規則第 号

宇治市議会会議規則の一部を改正する規則

宇治市議会会議規則（昭和54年宇治市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第165条」を「第164条の2～第165条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」を「認めるときは、会議に宣告することにより」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第11条第1項及び第2項中「または」を「又は」に改める。

第12条第2項中「、または」を「、又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第13条中「または」を「又は」に改める。

第2節の見出しを「議案及び動議」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第16条中「または」を「又は」に改める。

第19条の見出しを「（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「承認」を「許可」に改め、次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

第20条の見出しを「（日程の作成及び配布）」に改め、同条中

「および」を「及び」に、「かえる」を「代える」に改める。

第21条の見出しを「（日程の順序変更及び追加）」に改め、同条中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に、「または」を「、又は」に改める。

第23条中「、または」を「、又は」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条の見出しを「（日程の終了及び延会）」に改め、同条第1項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第28条の見出しを「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」に改める。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に改める。

第30条中「終つた」を「終わった」に改める。

第31条の見出しを「（開票及び投票の効力）」に改め、同条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「または」を「又は」に、「まつて」を「待つて」に改める。

第39条の見出しを「（委員長の報告及び少数意見者の報告）」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「、ついで」を「、次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第4項中「および」を「及び」に改める。

第40条中「および」を「及び」に、「終つた」を「終わった」に、「または」を「又は」に改める。

第41条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第42条の見出しを「（討論及び表決）」に改め、同条中「終つた」を「終わった」に改める。

第43条の見出しを「（議決事件の字句及び数字等の整理）」に改める。

第44条の見出しを「（委員会の審査又は調査期限）」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「審査を終らなかつた」を「審査又は調査を終らなかつた」に、「、会議」を「、議会」に改める。

第45条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「認めるときは」を「認めるときは、議会の承認を得て」に改める。

第46条及び第47条中「または」を「又は」に改める。

第48条中「および」を「及び」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条の見出しを「（発言の通告及び順序）」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第4項中「、または」を「、又は」に、「当つても」を「当たつても」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わった」に改める。

第54条中「終つた」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「、すべて」を「、全て」に、「または」を「又は」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言」を「、発言」に改め、同条第3項中「当つては」を「当たつては」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第58条第1項中「または」を「又は」に改める。

第59条中「または」を「又は」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第60条の見出しを「（質疑又は討論の終結）」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「終つた」を「終わった」に改め

、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第61条の見出しを「（選挙及び表決時の発言制限）」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第64条第2項中「または」を「又は」に改める。

第65条の見出しを「（発言の取消し又は訂正）」に改め、同条中「、または」を「、又は」に改める。

第66条中「および」を「及び」に、「写」を「写し」に、「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第73条第2項中「および」を「及び」に改める。

第74条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「第1項および」を「第1項及び」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第8節の2の見出しを「公聴会及び参考人」に改める。

第77条の4第1項中「知識経験を有する者等」を「学識経験者等」に、「、あらかじめ文書で」を「、前条の規定によりあらかじめ」に、「うち」を「中」に改める。

第78条第1項第1号から第3号、第8号、第9号、第11号中「および」を「及び」に改め、同条同項第15号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「、速記法によつて速記する。」を「、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。」に改める。

第79条中「、印刷して」を削り、「および」を「及び」に改める。

第80条中「取り消し」を「取消し」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第86条第1項及び第2項中「または」を「又は」に改める。

第87条第2項中「、または」を「、又は」に改め、同条第3項

中「または」を「又は」に改める。

第89条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第91条中「および」を「及び」に改める。

第92条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第93条中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。」に改める。

第95条の見出しを「（分科会又は小委員会）」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第96条中「または」を「又は」に改める。

第97条の見出しを「（証人出頭又は記録提出の要求）」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第99条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第100条中「または」を「又は」に改める。

第102条の見出しを「（議決事件の字句及び数字等の整理）」に改める。

第103条中「または」を「又は」に、「終った」を「終わった」に改める。

第104条中「または」を「又は」に改める。

第105条中「および」を「及び」に改める。

第107条中「、すべて」を「、全て」に改める。

第108条中「、および」を「、及び」に改める。

第109条第1項中「、すべて」を「、全て」に、「または」を「又は」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第110条第1項中「または」を「又は」に、「、委員でない議員」を「、委員でない議員（以下、この条において「委員外議員という。）」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「、委員でない議員」を「、委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第111条中「終った」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第112条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第113条中「または」を「又は」に改める。

第114条中「または」を「又は」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第115条の見出しを「(質疑又は討論の終結)」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第116条の見出しを「(選挙及び表決時の発言制限)」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第117条の見出しを「(発言の取消し又は訂正)」に改め、同条中「または」を「、又は」に改める。

第118条の見出しを「(答弁書の配布)」に改め、同条中「、職員をして朗読させる。」を「、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。」に改める。

第5節の見出しを「委員長及び副委員長の互選」に改める。

第119条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第5項中「推薦」を「推選」に改め、同条第6項中「推薦」を「推選」に、「はかり」を「諮り」に改める。

第120条中「および」を「及び」に改め、「・」を削る。

第121条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第124条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「、または」を「、又は」に、「または」を「又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第125条第1項中「、または」を「、又は」に、「または」を「又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第127条第2項中「および」を「及び」に改める。

第128条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に

改める。

第130条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第136条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第137条の見出しを「（請願文書表の作成及び配布）」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第138条第1項中「、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」を「、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第138条第3項中「みなす。」を「みなし、それぞれの委員会に付託する。」に改める。

第140条第3項中「および」を「及び」に改める。

第141条の見出しを「（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第142条中「または」を「又は」に改める。

第4章の見出しを「辞職及び資格の決定」に改める。

第143条の見出しを「（議長及び副議長の辞職）」に改め、同条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第144条第2項中「および」を「及び」に改める。

第145条中「または」を「又は」に改める。

第146条中「および」を「及び」に改める。

第147条を次のように改める。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第149条中「または」を「又は」に、「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に、「、または」を「、又は」に、「議長または委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第153条中「または」を「又は」に改める。

第154条の見出しを「(資料等の配布許可)」に改め、同条中「または」を「又は」に、「、資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「、資料等」に改める。

第156条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第157条第2項中「または」を「又は」に改める。

第158条中「および」を「及び」に、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第158条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第159条の見出しを「(戒告又は陳謝の方法)」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第160条中「こえる」を「超える」に、「または」を「又は」に改める。

第161条中「または」を「又は」に改める。

第164条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第164条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次

条第1項において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第79条(会議録の配布)、第118条(答弁書の配布)、第137条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第138条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつ

ては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第164条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準

用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第165条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会議録の配布及び作成方法の変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。